（海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律施行規則の一部改正）

第二十四条　海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律施行規則（平成十九年国土交通省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式中「、国籍」を「、国籍等（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等をいう。）」に改める。

（海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令の一部改正）

第二十五条　海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令（平成二十年国土交通省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「国籍」を「国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。）」に改める。

（海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第二十六条　海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行規則（平成二十五年国土交通省令第九十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「国籍」を「国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。）」に改める。

第四号様式中「国籍」を「国籍等」に改め、備考を次のように改める。

（備考）

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

２　国籍等の欄には、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載すること。

（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二十七条　マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和八年国土交通省令第七十号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第二十六条の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
（マンション管理士登録簿の登載事項） **第二十六条**　法第三十条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　性別 三・四　（略） ２・３　（略）	（マンション管理士登録簿の登載事項） **第二十六条**　法第三十条第二項に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　本籍（日本の国籍を有しない者にあっては、その国籍等（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。）及び性別 三・四　（略） ２・３　（略）

第一条のうち、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第六十七条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

改正後	改正前
（管理業務主任者登録簿の登載事項） **第七十二条**　法第五十九条第二項に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　本籍（日本の国籍を有しない者にあっては、その国籍等（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。）及び性別 三～七　（略） ２・３　（略）	（管理業務主任者登録簿の登載事項） **第七十二条**　法第五十九条第二項に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　本籍（日本の国籍を有しない者にあっては、その国籍等）及び性別 三～七　（略） ２・３　（略）